

専門的なことはできません。
少しのお手伝いなら・・・

ちよいい♡サポ

—ご案内—



社会福祉法人
城陽市社会福祉協議会

ちよい♡サポとは

介護保険、障がい福祉サービス等の公的な福祉サービスを利用しているも、制度の網にかからない生活上の困り事を抱える方もおられるのではないのでしょうか？

「ちよい♡サポ」は、日常生活に困り事があり、公的な福祉サービスでは解決できない“すきま(間)”を地域の住民の方々の協力を得て解決する、住民同士の支えあいによる有償ボランティア事業です。

ちよい♡サポのしくみ

① 会員

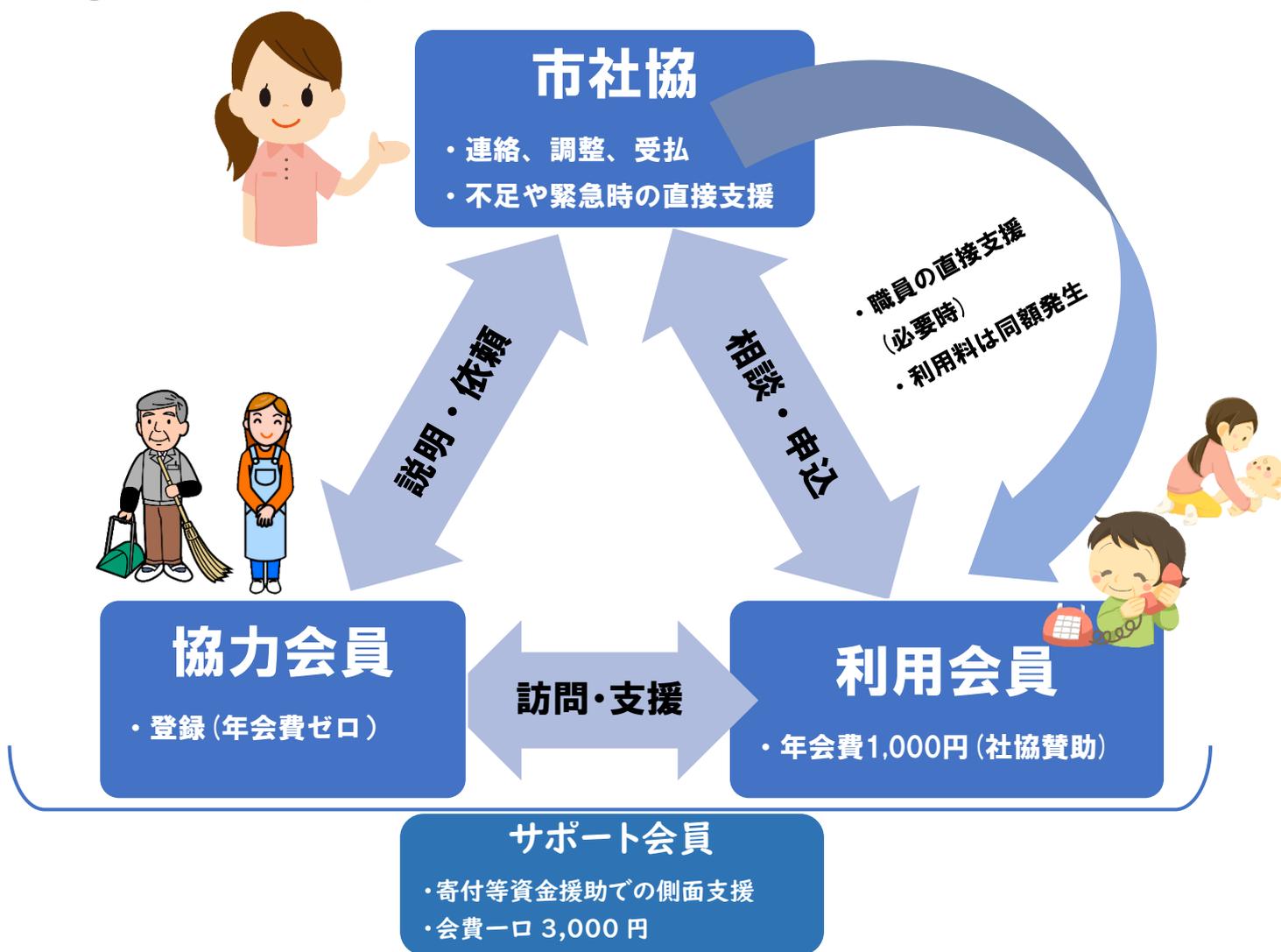
- 利用会員** : 城陽市内に居住する人で、他の福祉制度では対応できない日常生活上の軽微な困りごとがある人
- 協力会員** : 理解と熱意を有し、以下の支援に協力できる人
- サポート会員** : 本事業の目的に賛同し、自発的に資金等を援助する人

② 支援内容

- ゴミ出し
 - 庭の草むしり
 - 話し相手
 - 食材及び生活必需品の買い物
 - 住居等の掃除・整理整頓
 - 電球の取替え
 - 通院同行
 - 買い物同行
 - 外出同行
 - 散歩の付き添い
- ※同行及び付き添い時に身体介助は行いません。
- 衣類・寝具の洗濯及び洗濯干し・取り込み
 - 食事の準備
 - 各種サービス利用等の手続き支援
 - 緊急物資の支援
 - その他必要な支援

※内容は例示であり、協力会員の登録状況によりお受けできないこともあります。
また、専門的な技術や道具が必要な内容にはお応えできません。

③ 相談～支援までの流れ



- ① 生活の困りごとがあれば・・・城陽市社会福祉協議会に相談
- ② 利用会員（申込者）の自宅へ本会職員が事前説明に訪問
- ③ 協力会員の調整
- ④ 利用会員宅に協力会員と同行訪問し顔合わせ
- ⑤ 支援開始
- ⑥ 月末（スポット利用は利用終了時）に利用会員から協力会員に費用支払い
- ⑦ 協力会員は翌月5日までに、市社協へ、利用会員から領収した利用料、報告書を提出。支援時間に応じた金額（支援時間 30 分×100円を差し引いた額）を市社協より受け取る。

④ 料 金

● 利用料 (1 人につき 30 分あたり、利用会員が支払う額)

利用時間	金額 (円)	
	平日	休日
昼間 (9:00~17:00)	500	700
早朝 (7:00~9:00) 夜間 (17:00~19:00)	700	800

※1. 利用料は30分を単位として計算する。

※2. 利用料計算の基準となる利用時間の取り扱いは、利用会員先で活動を開始したときから、活動を終了もしくは退出したときまでの全ての時間を含む。ただし、休憩に要した時間は除外する。

※3. 代行、同行等にかかる活動中の移動時間は利用時間を含む。

※4. 「休日」は土曜日、日曜日、祝日、及び年末・年始 (12/29~1/3) に適用し、それ以外を「平日」に適用する。

● 活動費 (実費弁償)

(1 人につき 30 分あたり、協力会員が受け取る額)

活動費 (実費弁償)	金額 (円)	
	平日	休日
昼間 (9:00~17:00)	400	600
早朝 (7:00~9:00) 夜間 (17:00~19:00)	600	700

協力会員になってくださる方大募集!!

● お問い合わせ ●

社会福祉法人 城陽市社会福祉協議会
〒610-0121 城陽市寺田東ノ口17番地
(城陽市立福祉センター1階)

TEL: 0774-56-0909

FAX: 0774-56-2800

MAIL: tiiki@jyoshakyo.or.jp

